

安全性に関する新たな判断基準に基づく大飯原発 3、4号機の再稼働に反対し、現存するすべての原発の廃止を求める

昨年提出された関西電力大飯原発 3、4号機のストレステスト（耐性試験）一次評価に関して、2月13日に原子力安全・保安院がその妥当性を確認し、その後原子力安全委員会がこれを追認した。（この際班目春樹委員長は「1次評価だけでは不十分であり、2次評価の提出が必要」と発言しているが、ストレステスト 2次評価はどの原発からも提出されていない）。政府は上記結果を受けて地元説得など再稼働への手続きを進めようとしていた。しかし、国会の議論で、事故の際に放射能汚染の被害を受ける京都、大阪、滋賀など近隣の府県の同意を取るべきだとの指摘を受け、再稼働の政治判断を先送りするとともに、これに向けての安全対策暫定基準を保安院に作成するよう指示し、短期間で作成された「判断基準」を政府は4月6日に関係閣僚会合で決定した。このように再稼働の動きに関しては一進一退があるが、基本的には政府は同原発の再稼働を突破口にして、科学的検証なしに、「政治的判断」による多くの原発の再稼働を目論んでいる。これは再び国民を放射能の危険にさらす道であり、決して許されるものではない。日本科学者会議は次の理由から政治的判断による再稼働に反対する。

1. 原発の危険から国民の安全を守るための、責任ある総合的な体制が出来ていない

我が国の安全規制行政がいかに推進的立場に偏していたかは、国の事故調査委員会（中間報告）や民間事故調査委員会（福島原発事故独立検証委員会）の報告書が述べたとおりである。国民の信頼を失った保安院はもはや規制官庁の資格を失っており、規制行政の抜本的改革が必要である。政府は環境庁の下に原子力規制庁を作るとしているが、その目途すら立てることができていない。責任ある規制機関が不在のまま、再稼働を行った場合、その責任は誰が取るのか、事故収束の指揮はどこが行うのか。これらに関する法規も組織も確立できていない。そのような中で政府が「大飯原発の再稼働ありき」として保安院に「暫定的な安全基準」を拙速に作らせたとしても、国民の安全を守るための責任ある体制ができるとは決して言えない。もし新たな原子力災害が発生すれば、福島事故よりもさらに大きな混乱を引き起こすであろう。したがって、私たちは、大飯原発 3、4号機を含むすべての原発の再稼働は行うべきでないと考える。

2. 軽水炉の本質的欠陥はどこにあるか、福島事故に基づく十分な解析が行われていない

1979年に発生したスリーマイル島原発事故では、マン（運転員など人の要素）とマシン（原子炉などの装置）をつなぐ制御盤などで、マン・マシン・インターフェイスに問題があるとして改善が行われた。今回の事故では、マンとマシンのいずれにも重大な欠陥があることが明らかになった。国の事故調査委員会中間報告書では、前者の人的要因上の欠陥については、多くのページを割いて指摘しているが、後者の装置としての欠陥についてはほとんど触れていない。事故調委員長の畑村洋太郎氏はその著書で、「原発は本質安全が実現できず、制御安全の怪物になっている」（畑村洋太郎『危険学』）と述べているにもかかわらず、事故調では本質的批判を行っていない。しかし、熱出力密度が極端に高い軽水炉では、いったんシビアアクシデント（安全装置が機能せず、収束は人の手によるよりほか

はない事故)が発生すると、最悪のケースでは1~2分のうちに炉心溶融にいたる可能性があり、このような短時間で人の手による事故収束は不可能であるから、このような炉は使うべきではない。いったんシビアアクシデントが発生すると軽水炉ではシステム制御が極めて困難になることは、メルトダウン・メルトスルーが発生し歴大な放射性物質を環境へ放出した福島事故によって証明されたはずである。私たちは、福島事故原因の本質的解明すら済んでいない中で、これら軽水炉の再稼働を行うべきでないと考える。

3. 原子炉運転によって発生する使用済み燃料及び高レベル放射性廃棄物の処分の目途が立っていない

日本には使用済み燃料約14,000トンがあり、原発各サイトでの貯蔵率は平均80%と満杯に近付いている。六ヶ所再処理工場は技術的困難を抱えており、運転の目途は立っていない。さらに海外再処理工場からの廃棄物がガラス固化体として2000本以上返還される予定であるが、その最終処分の予定も立っていない。このように、廃棄物に関しては原子力開発がはじまって以来問題が先送りされており、私たちは、これ以上最終処分の目途が立たないままに、原発の再稼働が許されるべきではないと考える。

4. 事故発生に際して被害が生じる近隣自治体の同意が得られていない

SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)を用いたシミュレーションによれば、高浜原発など福井県で事故が発生した場合、京都府、滋賀県など近隣自治体に深刻な放射能汚染が広がることが予想される。特に琵琶湖は飲料水の水源として用いられており、その汚染は計り知れない被害をもたらす。たとえば、琵琶湖が放射性物質で汚染された場合に備えて、飲料水として有用な浄化システムの開発・設置・活用に関する議論が必要であるが、いかなる議論も国民に知らされていない。これら近隣自治体は一次評価による再稼働に反対している。政府は、近隣自治体による再稼働に対する同意が法律上必要とされていないと言っているが、原子力災害が発生した場合に近隣自治体の住民も甚大な被害を受けることは明らかであるから、原子力事業者が近隣自治体と安全協定を結ぶことはもちろん、再稼働についても同意を得ることは必須であると、私たちは考える。

5. ストレステストそのものはコンピューター計算による机上の防災訓練であり、また1次評価では安全限界(クリフエッジ)を超えた事故シナリオの追求も行われておらず、本当の意味で耐性限界を超えたテストとはいえない

対象物の耐性限界以上に地震動などの力を加えて、その影響を見るストレステスト(耐性試験)は一次評価と二次評価に分けて実施されることになっている。その違いは保安院の文書などを見てもあまりはっきりしないが、一次評価では従来の安全審査に較べて(設計上の想定を超えて)より大きな地震動などのストレスをかけてどの程度の安全(余)裕度があるかを調べるものであり、二次評価ではさらに設計基準上の許容値以上のストレスを掛けて破壊が生じた場合(つまりシビアアクシデント領域)の事故シナリオを調べるなどを目的とするものと考えられる。したがって二次評価を行って初めて、本来の「限界を超えて」ストレスを掛けるというテストを実施したことになる。一次評価は、津波の高さや地震動の大きさを従来よりもやや高く設定して、福島級の地震・津波が来ても大丈夫と

言うアリバイ作り、机上の防災訓練となってしまう。

6. 原発の安全性にかかわる新たな判断基準は、原発の再稼働ありきの立場からの政治的判断である

政府は4月6日「原子力発電所の再起動に当たっての安全性に関する判断基準」を関係閣僚会合で決定した。これは骨子が示されてわずか2日間で作成されたもので、まさに大飯原発再稼働を目的として、専門家の検討も経ないままに政治家が決定した、きわめて政治的な判断基準にすぎない。電力各社が自主的に行った電源車配備などの既設の対策を、いかにも基準をクリアしているかのように基準(1)と述べ、また、今回の事故で重要性が改めて問題となった「防潮堤かさ上げ、フィルターベント、水素除去、免振重要棟」等については全て基準(3)として先送りしている。だが、そもそもこれらの基準作成に当たって基本文書とされたものは、①保安院が東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見としてとりまとめたいわゆる30項目と、②電力各社が行うストレステスト一次評価である。①を作成した保安院は、過酷な原発事故の発生により国民の信頼を完全に失った機関である。しかもこれらの項目を作成したのは非常勤のいわゆる推進派学者たちであり、国の事故調査委員会(畑村委員会)の成果なども全く反映されていない。②に関していえば、上述のように、一次評価におけるストレスは設計基準値以下のテストであり、シビアアクシデント領域での事故シナリオには触れられていない。原発安全神話が崩壊した今日、今後全ての原発の再稼働に適用される基準の作成にあたって、原発安全神話に警鐘を鳴らしてきた科学者や現状での再稼働に批判的な科学者の意見は十分に考慮されるべきであり、これらの批判的意見を排除して拙速にことを進めようとするやり方は到底国民の理解を得られないであろう。原子力開発の歴史を照らしてみれば、原子力船「むつ」等に典型的に見られる、科学を無視して政治主導でことを運ぶ愚かさを今回の「基準」決定は示している。民主党政権は、3.11に帰結した日本の原子力政策 ―福島における過酷な原発事故への道― を再び踏み出そうとしている。

以上述べたように、原発に関するストレステスト第一次評価や安全性に関する新たな判断基準では、原発の安全性は科学的に証明されておらず、また再稼働に関する住民・国民の同意も得られていない。このような状況下で、科学を無視して政治の暴走により大飯原発3、4号機の再稼働を進めることは、過酷な原発事故を再発させかねないという点で日本国民と人類に対してあまりにも無責任な行為であり、決して許されるものではない。これまで一貫して原発安全神話に警鐘を鳴らしてきた日本科学者会議は、政府が昨年の福島第一原発事故からの教訓を真摯に学び、既存のすべての原発の廃止に向けて断固とした決断を行うことを強く要求するものである。

2012年4月10日

日本科学者会議